



5月7日に開会された第4回栗山町議会臨時会において議会構成が審議され、議会運営委員・各常任委員が決定しました。(敬称略)



**議会運営委員会**

議会の運営に関する調査研究および適正で円滑な議会運営を担います。

- 委員長 三田 源幸
- 副委員長 齊藤 義崇
- 委員 佐藤 則男
- 委員 千葉 清己
- 委員 鈴木 千逸

**広報広聴常任委員会**

議会広報の研究および編集・発行を行います。

- 委員長 千葉 清己
- 副委員長 佐藤 功
- 委員 藤本 光行
- 委員 大西 勝博
- 委員 友成 克司
- 委員 佐藤 則男
- 委員 土井 道子
- 委員 三田 源幸
- 委員 齊藤 義崇
- 委員 置田 武司
- 委員 鈴木 千逸

**総務教育常任委員会**

総務、財政、企画、若者定住、教育にかかわる事項の調査および議案、請願、陳情などの審査を行います。

- 委員長 鈴木 千逸
- 副委員長 友成 克司
- 委員 藤本 光行
- 委員 大西 勝博
- 委員 三田 源幸
- 委員 置田 武司

**産業福祉常任委員会**

農業、商工業、建設水道、保健、環境にかかわる事項の調査および議案、請願、陳情などの審査を行います。

- 委員長 佐藤 則男
- 副委員長 土井 道子
- 委員 藤本 光行
- 委員 佐藤 功
- 委員 千葉 清己
- 委員 齊藤 義崇

無料

**空き家個別相談会を開催します！**

現在、町内には約300軒の空き家がある一方、コロナ禍の影響が、空き家を探している方の相談が増加しています。

町では、空き家バンク制度、空き家内の家財処分、リフォーム費用の助成など、空き家所有者への支援制度を充実し、空き家の活用を促進しています。

利活用されずに放置される空き家を増やさないよう、空き家の相続、管理、売買、支援制度など空き家所有者の方への個別相談会を左記の通り開催しますので、お気軽にご相談ください。

**◆対象者**  
町内に空き家を所有している方や、将来空き家を所有する可能性のある方

**栗山会場**  
行政書士と全日本不動産協会が相談に応じます。

**◆開催日時**  
7月2日(金)  
午前10時～午後2時



**◆場所**

カルチャープラザ「Eki」2階研修室B  
※事前にお申し込みください。  
※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、延期または中止となる可能性があります。

**◆後援**  
北海道行政書士会

**札幌会場 ※延期になりました**

6月19日(土)に北洋銀行本店で開催予定の相談会は、新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、9月中旬開催に変更となりました。日程は、改めてご案内します。

**【申込先・問い合わせ】**  
町若者定住推進課

☎7521

こんなときには…

**国民年金**

の届け出が必要です

日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。届け出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。

もし届け出されなかった場合、年金を受け取れなくなる場合もありますので、必ず届け出をしましょう。

**【問い合わせ】**  
町住民保健課国保グループ ☎73-7508

届け出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
20歳になってから2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合(厚生年金加入者を除く)	第1号被保険者になります	・本人確認できるもの(免許証、健康保険証など)
退職したとき(厚生年金を喪失した場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります(第3号被保険者に該当する場合を除く)	・年金手帳 ・退職日が証明できるもの(離職票、健康保険資格喪失証明書など)
配偶者に扶養されていたが、 ・配偶者が退職したとき ・扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります	・年金手帳 ・退職日が証明できるもの(離職票、健康保険資格喪失証明書など)

**町税納期限**

※納税が困難な場合は、申請により徴収の猶予ができますので収納グループにご相談ください。

**6月30日(水)**

町道民税 ①期

↓  
コンビニ・スマートフォンで納付ができます

課税内容の問い合わせ 町税務課課税グループ ☎73-7505    納税などの相談 町税務課収納グループ ☎73-7506